

令和6年度第6回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和7年3月4日（火）15：25～15：57

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階）

出席者

公益代表委員

森本会長、井上委員、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

阿部委員、小野委員、武内委員、八塚委員

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各特定最低賃金専門部会の廃止について
- 3 令和7年度特定最低賃金改正の意向について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

○賃金室長

各委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者代表の曾我委員と使用者代表の小池委員が欠席されておりますが、13名の委員の皆様には御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

○森本会長

各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
ただ今から、第6回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりましたが、傍聴希望者はいませんでした。

それでは議事次第により議事を進めます。

議事項番2「各特定最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

お手元の資料を御用意ください。資料№1「愛媛県で適用する最低賃金一覧」は、周知・広報用のチラシとなり、愛媛県で適用する最低賃金の一覧表となっております。

資料№2は、地域別最低賃金と特定最低賃金の審議の経過をまとめたものです。

資料3ページの「令和6年度最低賃金審議経過一覧表」は、本審、小委員会、専門部会ごとに委員名、開催日、改正最賃額、答申日、発効後の影響率等を表にしております。

4ページの表は、会議ごとに審議された内容をまとめたもので、5ページの表は審議経過を時系列に示したもので、本審と答申を赤字、諮問を青字で表示しております。

3ページの表に戻ります。

特定最低賃金の審議経過を振り返りますと、表の中央部分、「審議会・専門部会開催年月日」のところに審議結果が括弧書きで表示されております。令和6年度は、「パルプ、紙製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の4業種について、金額審議が行われました。引上げ額は44円から55円で、引上げ率でみると4.37%から5.42%となりました。

また、審議・決定状況については、「パルプ、紙製造業」以外は、全会一致で結審しました。

このように、特定最低賃金については、すべての審議を終えて、昨年12月25日に効力が発生しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○森本会長

事務局から説明がありましたとおり、愛媛労働局長から諮問を受けました4業種の愛媛県特定最低賃金専門部会は、その全ての任務を終了しておりますので、最低賃金審議会令第6条第7項により、本日をもってこれを廃止したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

ありがとうございます。御同意いただきましたので、ただ今をもちまして、
「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会」
「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会」
「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」
「愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会」
を廃止いたします。
続きまして、議事項番3「令和7年度特定最低賃金改正の意向について」に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料7ページの資料№3「令和7年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について」を御覧ください。

2月4日に、日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長名で局長あてに提出のありました「令和7年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について」と題する文書でございます。労働者側から、来年度は「パルプ、紙製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の4業種について金額改正の申出をする旨の意向表明がなされております。

この申出書には、正式申請を6月30日までに行う旨が付記されており、正式な申出がありましたら、書類審査の上、改正決定の必要性の有無について、局長より諮問をさせていただきますこととなります。

次に資料9ページから10ページに資料№4として「地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数等」を示した表と、「特定最低賃金（改正）適用使用者及び適用労働者数等」の一覧表をお付けしております。

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議にあたり、基幹的労働者数の1/3以上という定量的要件がありますが、最新の基幹的労働者数等をお示しさせていただいております。

4業種の適用使用者数及び適用労働者数についてですが、「はん用機械」、「電機」、「船舶」は、「令和3年経済センサス」を基に、事務局で把握した廃止・新設等の事業所の増減分を考慮して算定した数値となります。

次に「パルプ、紙製造業」と申し出がありませんでした「各種商品小売業」は、特定最賃の適用範囲と経済センサスの集計区分等が合致しておらず、適用使用者数も少数なので、実数を独自名簿で管理している数値となります。

各業種の適用労働者数はこの表の にごさいますが、そこから、過去５年間の「最低賃金に関する基礎調査」より推計した年齢、業務内容等による適用除外労働者数を減じて、 の申出産業の基幹的労働者数(A)を算出しております。

黒字が令和７年度の審議に用いる数字で、赤字は今年度に用いた数字です。
事務局からは以上でございます。

○森本会長

令和７年度の特定最低賃金改正の意向表明について、労働者側委員から、何か補足等
はございませんか。

○白石委員

意向表明に関しては、特にございません。

適用労働者数のところで、パルプ、紙製造業で御存じのような状況ですので、今後、
人数が変わった場合はどうなりますか。

○賃金室長

確認の上、回答します。

○森本会長

使用者側委員、公益委員のそれぞれの皆様から、御意見や御質問等はありませんか。

○八塚委員

特にありません。

○森本会長

それでは、愛媛県特定最低賃金４業種についての金額改正の意向表明について、審議
会として確認させていただきました。

来年度は、労働者側から、令和７年６月３０日（月）までに正式な申出書を提出してい
ただき、事務局での形式審査を経て、改正決定の必要性の有無について審議してまいり
ます。

それでは、議事項番４「その他」に入ります。

あらかじめ用意していた議事はありませんが、委員の皆様から何かございませんか。

（発言等なし）

○森本会長

それでは、本年度の審議会は最後となり、愛媛地方最低賃金審議会の第 55 期委員の任期は今年度末までとなります。事務局から、来年度の予定、そして、まだ説明されていない資料の説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会委員の任期は 2 年となっております。来期、第 56 期の委員については 2 月 6 日に推薦公示を行い、同月 27 日に締め切らせていただきました。現在手続中ですが、4 月 1 日付けで任命させていただく予定でございます。

また、令和 7 年度には中央最低賃金審議会委員の視察や愛媛地方最低賃金審議会の公労使委員と意見交換を行う予定があります。

続きまして資料の説明をさせていただきます。

資料 11 ページの資料№ 5 を御覧ください。「令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」であります。

11 ページから 12 ページが「地域別最低賃金」、13 ページから 15 ページが「特定最低賃金」の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表になります。

「地域別最低賃金」については、例年 10 月 1 日発効を目標としております。11 ページの表で発効日は一番右に記載されており、また、表の最も左側の列が答申要旨の公示日となっております。令和 7 年度は 10 月 1 日を発効日とした場合、左側を見ていただきますと、答申（要旨公示）日が 8 月 5 日（火）となっております、この日に答申を得れば、10 月 1 日の発効日となります。

同様に、「特定最低賃金」については、例年 12 月 25 日発効を目標としておりますので、14 ページを御覧いただきますと、この表の発効日である 12 月 25 日の欄を見ていただくと 10 月 24 日（金）には答申を得る必要がございます。ただ、土曜日、日曜日にはなりますが、表を見ていただくと 10 月 25 日、26 日の答申でも 12 月 25 日の発効が可能ということにはなります。

ただいま申し上げた日、8 月 5 日とか、10 月 24 日は、本審を予定する日となります。また、表の左から 2 列目の「異議申出締切日」の翌日は「異議審」を開催する日程となりますので、例えば、地域別最低賃金の場合、10 月 1 日発効であれば、異議申出締切は 8 月 20 日の翌日である 8 月 21 日（木）の午前中に異議審を開催する必要がございます。

日程につきましては、以上です。

続きまして、資料 17 ページの資料№ 6 を御覧ください。

2 月 14 日に日本銀行松山支店が発表した愛媛県金融経済概況でございます。

概観では、愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直しているとされております。

各論において、愛媛の特定最賃の4業種については、18ページの(2)生産の部分を見ていただくと、「紙・パルプ」は、「低調に推移している。」、「はん用機械」は、「横ばい圏内で推移している。」、「電気機械」は、「低調に推移している。」、「輸送機械(造船)」は、「高操業となっている。」となっております。

次に資料27ページの資料№7を御覧ください。

3月4日に愛媛労働局が発表した「管内の雇用失業情勢について」になります。

有効求人倍率(季節調整値)は1.39倍と前月より0.01ポイント上昇し、原数値は地域別で中予地域でも前年同月を上回っております。

しかし、東予と南予地域では原数値は前年同月を下回っております。

29ページの雇用失業情勢判断では、求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直し、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。事務局からの説明は以上でございます。

○森本会長

ただ今の説明に対して各委員の皆様、御意見や御質問等はありませんか。

○八塚委員

中賃委員の意見交換は、終日予定が必要ですか。

○賃金室長

正確な日程が決まっていませんので、可能であれば1日の予定としていただければと思います。

○八塚委員

午後からもあるかもしれないということですね。

○労働基準部長

多少、昼を挟んでということもこれまでのケースではあります。できるだけそのあたりを御配慮いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森本会長

他に何かありませんか。

(発言なし)

○森本会長

それでは今期をもって退任される委員がいらっしゃいますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、退任されることとなりますお二人の委員を御紹介いたします。

使用者代表の小野委員と今期末で継続年数が 10 年を迎えることにより、退任される公益委員の宮谷委員でございます。

(小野委員、宮谷委員挨拶)

○賃金室長

ありがとうございました。

○森本会長

小野委員、宮谷委員、長きにわたり委員を務めていただきまして、本当にありがとうございました。お疲れ様でした。

他になれば、今年度の最後の審議会となりますので、常盤労働局長より、御挨拶があると伺っております。よろしくお願いいたします。

○局長

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

令和 6 年度の地域別最低賃金、特定最低賃金につきましては、森本会長をはじめ公労使の委員の皆様の御尽力によりまして、無事に発効することができました。

改正された最低賃金につきましては、報道発表、自治体への広報誌への掲載などの周知・広報を図ってきたところです。労使の関係各団体におかれましては、周知に御協力いただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。

現在は、最低賃金の履行確保に向けた重点監督も実施するなど、円滑な施行に努めているところでございます。

また、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する「業務改善助成金」も、多くの事業者に活用いただいております。令和 7 年度も、これらの取組を着実に進めてまいります。

委員の皆様には、第 55 期の委員として、審議会の運営に御尽力を賜ってまいりましたが、本年度で 2 年間の任期が終了となります。

この2年間は、為替の急激な変動、エネルギーや物価の高騰など、国民生活全体に大きな影響があった中、過去最大の引き上げ幅により全国加重平均1,000円を実現するなど、例年にも増して、難しい判断を要する審議となりました。

このような中、宮谷委員におかれましては、5期・通算10年、小野委員におかれましては、4期・通算8年と、長きにわたり、審議会の運営を支えていただき、誠にありがとうございました。

今期をもちまして御退任されますが、今後も、円滑な最賃制度の運営に、御理解・御協力いただけますと幸いです。

簡単ではございますが、本年度の審議会の終了にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

○森本会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第6回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、2年間どうもありがとうございました。